

## 春日井市認知症カフェ及び家族介護者支援センター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、認知症カフェ及び家族介護支援センターを設置する団体又は個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定める事業とする。

- (1) 認知症カフェ 地域住民の認知症への理解と啓発を推進するための物品を設置し、認知症である者、その家族及び地域住民の誰もが気軽に集い、相互交流、情報交換等を目的とする事業
- (2) 家族介護者支援センター 認知症である者及びその家族並びに地域住民のための介護相談、関係機関とのコーディネート及び認知症カフェの運営の支援等を行う事業

(補助の要件)

第3条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 認知症カフェ

- ア 市内に店舗等を有し、認知症関連の書籍及びDVD等の設置等により、認知症の人やその家族が利用しやすい環境を提供すること。
- イ 認知症サポーター養成講座の受講者又は3か月以内に認知症サポーター養成講座を受講できる者を1名以上配置すること。
- ウ 交流会を月1回以上開催し、1回の開催時間は2時間以上とすること。
- エ 3年以上継続実施できること。

オ 市及び地域包括支援センターと連携を図り、認知症である者及びその家族の支援、認知症の啓発その他認知症施策の推進に努めること。

カ 家族介護者支援センターと連携すること。

キ 春日井市認知症高齢者等見守り支援事業実施要綱（平成31年4月11日施行）第3条第2号に規定するみまもりあいプロジェクトに協力し、又は認知症サポーター、認知症見守りボランティア等との協力体制を確立できること。

(2) 家族介護者支援センター

ア 介護相談に対応できる人員（医療従事者、介護事業従事者又は高齢者の相談業務経験のある者）を1名以上配置すること。

イ 地域包括支援センターや介護支援専門員、介護サービス事業所等と連携を図り、認知症である者、その家族の相談支援を行うこと。

ウ 認知症カフェの運営等について支援を行うこと。

エ 家族介護者支援について広報及び啓発活動を行うこと。

オ 介護者を支援する者の養成に努めること。

カ 家族向け介護教室の開催を推進すること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

(1) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(2) 営利事業又はこれに類似するもの

(3) 当該事業について、市から他の類似の補助金の交付を受けているもの  
(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次のとおりとする。

(1) 認知症カフェ 市内で認知症カフェを実施する団体又は個人

(2) 家族介護者支援センター 市内で家族介護者支援センターを実施する団体（1年以上の活動実績を有する団体に限る。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の経費及びその額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、次の表に定める金額を限度とする。

種類	補助対象	対象経費	補助金限度額
認知症カフェ	認知症カフェの開設に必要な物品等の経費	消耗品費、印刷製本費、備品購入費	5万円
家族介護者支援センター	家族介護者支援センターの運営に係る経費	報償費、人件費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、保険料、手数料、通信運搬費、使用料及び賃借料その他市長が適当と認める経費	月額5万円

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、次のとおりとする。

- (1) 認知症カフェ 事業を開始しようとする日の30日前
- (2) 家族介護者支援センター 当該年度の5月31日

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 認知症カフェ
  - ア 団体及び個人が確認できる書類
  - イ 春日井市認知症カフェ登録申込書(春日井市認知症カフェ登録要綱(平成28年6月10日施行)第1号様式)
- (2) 家族介護者支援センター 団体として1年以上の活動実績が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(登録等)

第8条 規則第4条第1項の規定により交付決定をした場合は、交付決定した補助対象者(以下「交付決定者」という。)を認知症カフェに登録し、交付決定者に春日井市認知症カフェ登録証(春日井市認知症カフェ登録要綱第2号様式)を交付するものとする。

(申請の取下げができる期間)

第9条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第11条 認知症カフェに係る補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業団体の請求により交付する。

- 2 家族介護者支援センターに係る補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業を行う団体の請求に基づき、当該交付決定額の全額又は交付決定のあった日の属する年度の四半期ごとに当該交付決定額の4分の1を超えない額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業を行う団体又は個人に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月10日から施行する。
- 2 家族介護者支援センターの補助金に係る申請の期日は、平成28年度については、平成28年7月15日とする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。